

公立甲賀病院売店運営事業に係る事業者選定条件

本業務において事業者の選定条件について以下の通りとする。

1. 事業者に関する条件

- ① 本プロポーザル公告日の時点において、2023・2024年度地方独立行政法人公立甲賀病院一般業者（物品購入等）入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

※ 競争入札参加資格の登録を受けていない者の参加

本プロポーザル公告日の時点において、2023・2024年度地方独立行政法人公立甲賀病院一般業者（物品購入等）入札参加資格者名簿に登録されていない者については、プロポーザル参加資格確認申請書提出時まで、地方独立行政法人公立甲賀病院理事長あてに一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出し、審査を受け登録される必要がある。様式は、公立甲賀病院のホームページ「調達情報」からダウンロードすること。

- ② 本公告日から過去10年間において、当該売店と同等の運営を行った実績を有することとし、発注先の詳細な情報が分かる資料を添付の上、委託契約書の写し又は契約を証する書類を提出すること。（最大5契約まで記入）
- ③ 業務を円滑に遂行できるだけの安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ④ 共同企業体（JV方式）による参加は不可とする。
- ⑤ フランチャイズ方式は可とするが、参加資格確認申請書（別紙第1号様式）に契約先となる、フランチャイズの本部を運営する事業者名を記載し、提出すること。
- ⑥ 業務の再委託（全部委託）は不可とする。

2. 事業者について、次のいずれかに該当する者は、選定対象外とする。

- ① 本プロポーザル公告日の時点において当病院・滋賀県・甲賀市・湖南市のいずれかにおいて指名停止措置を受けている者。
- ② 地方独立行政法人公立甲賀病院契約規定第4条に規定する者。
- ③ 最近1年間の法人税、事業税、消費税または地方税を滞納している者。
- ④ 経営不振の状態（破算手続、民事再生手続、会社更生手続もしくはその他類似の手続開始の申立がなされたときまたは特別清算手続もしくは会社整理手続が開始されたとき、または手形取引停止処分がなされたとき）にある者。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる活動を行う者。

以上